

議案第 25 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年板橋区条例第 20 号）
の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める
等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス
感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル
ス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に
伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるも
のに限る」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止
に伴い、所要の規定整備をする必要がある。